

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
<p><u>(大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)</u></p> <p>15-12 法第15条第7項又は第8項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の船荷証券により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
第8章 不服申立て	第8章 不服申立て
<p>(異議申立てについて決定する場合の教示)</p> <p>89-8 行政不服審査法第47条第5項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。</p> <p>なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記載する。</p> <p>(1) 法第91条第1号に掲げる処分又は同条第2号に掲げる通知の異議申立てについて決定する場合</p> <p>「不服申立てについて」</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ず</p>	<p>(異議申立てについて決定する場合の教示)</p> <p>89-8 行政不服審査法第47条第5項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。</p> <p>なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記載する。</p> <p>(1) 法第91条第1号に掲げる処分又は同条第2号に掲げる通知の異議申立てについて決定する場合</p> <p>「不服申立てについて」</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ず</p>

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <u>(削除)</u></p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る異議申立てについて決定する場合 「不服申立てについて」 この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 「取消しの訴えについて」 1 処分の取消訴訟 (1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求についての裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p>	<p>に提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <u>ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</u></p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る異議申立てについて決定する場合 「不服申立てについて」 この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 「取消しの訴えについて」 1 処分の取消訴訟 (1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求についての裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p>

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求める事はできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p>	<p>(2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求める事はできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p>
<p>（一括決定した場合の教示の方法）</p> <p>89—9 前記 89—5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第47条第5項、国税通則法第84条第6項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税審判官（ ）（注3）に提出して下さい。</p>	<p>（一括決定した場合の教示の方法）</p> <p>89—9 前記 89—5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第47条第5項、国税通則法第84条第6項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税審判官（ ）（注3）に提出して下さい。</p>

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (4) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p>	<p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p><u>ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</u></p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (4) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p>

新旧対照表

(別紙1)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。(例えば、関税法、消費税法、地方税法)</p> <p>ロ 注3の「国税不服審判所長首席国税審判官（　）」については、処分に係る教示を行うべき税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　）内には、同提出先の所在地を記入する。</p> <p>(異議申立てについての決定の送達)</p> <p>89—10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。</p> <p>なお、参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。 <u>(削除)</u></p>	<p>イ 注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。(例えば、関税法、消費税法、地方税法)</p> <p>ロ 注3の「国税不服審判所長首席国税審判官（　）」については、処分に係る教示を行うべき税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　）内には、同提出先の所在地を記入する。</p> <p>(異議申立てについての決定の送達)</p> <p>89—10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。</p> <p>なお、参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。 <u>また、当該異議申立てに係る処分が税関支署その他の税関官署においてなされたものである場合には、決定書謄本を当該税関支署その他の税関官署に送付するものとする。</u></p>